4　内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に短期売買商品を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該短期売買商品に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の二第一項中「（当該有価証券が合併、分割又は適格現物出資により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合における当該移転を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「いう。）は」の下に「、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第二項中「内国法人が、旧株」に改め、「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「場合」の下に「又は旧株を発行した法人の適格合併（当該法人の株主等に合併法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。）により当該旧株を有しないこととなつた場合」を加え、「当該旧株」を「これらの旧株」に、「合併の」を「合併又は適格合併の」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　合併法人の第二十四条第二項に規定する抱合株式（前項の規定の適用があるものを除く。）に係る第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該抱合株式の合併の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

第六十一条の二第四項中「分割法人の株主等に」を「第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として」に改め、「（当該株主等に対する第二条第十二号の八に規定する剰余金の配当等として交付された同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、「第六十二条の二第三項」の下に「（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「内国法人が旧株」を「内国法人が、旧株」に改め、「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「場合」の下に「又は旧株を発行した法人の行つた適格株式交換（当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。）により当該旧株を有しないこととなつた場合」を加え、「当該旧株」を「これらの旧株」に、「株式交換又は適格株式交換の」を「株式交換の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　内国法人が、所有株式（当該内国法人が有していた株式をいう。）を発行した他の内国法人（当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。）の第二十四条第一項各号に掲げる事由（第二項の規定の適用がある合併及び第四項に規定する金銭等不交付分割型分割を除く。）により金銭その他の資産の交付を受けた場合（当該他の内国法人の同条第一項第三号に規定する資本の払戻し若しくは解散による残余財産の一部の分配又は口数の定めがない出資についての出資の払戻しに係るものである場合にあつては、その交付を受けた時において当該所有株式を有する場合に限る。）又は当該事由により当該他の内国法人の株式を有しないこととなつた場合（残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。）における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、同項第二号に掲げる金額（第四項、次項又は第十八項の規定の適用がある場合には、これらの規定により同号に掲げる金額とされる金額）に相当する金額とする。

第六十一条の三第一項第一号中「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、同条第二項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に売買目的有価証券を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該売買目的有価証券に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の四第一項中「規定する有価証券の空売り」の下に「（次項において「有価証券の空売り」という。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、「金融商品取引法第二条第八項第六号（定義）に規定する有価証券の引受け（」を「有価証券の引受け（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘に際し、これらの有価証券を取得させることを目的としてこれらの有価証券の全部若しくは一部を取得すること又はこれらの有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすることをいい、」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を、「相当する金額」の下に「（次項において「みなし決済損益額」という。）」を加え、同条第三項中「の利益の額又は損失の額に相当する金額」を「に規定するみなし決済損益額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により空売り等（有価証券の空売り、信用取引、発行日取引及び有価証券の引受けをいう。以下この項において同じ。）に係る契約を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該空売り等に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の五第一項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「定める取引」の下に「（次項において「為替予約取引等」という。）」を、「相当する金額」の下に「（次項において「みなし決済損益額」という。）」を加え、同条第三項中「の利益の額又は損失の額に相当する金額」を「に規定するみなし決済損益額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人にデリバティブ取引（為替予約取引等を除く。）に係る契約を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該デリバティブ取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の六第一項中「この項及び第三項」を「この条」に改め、「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、「第四項」を「第五項」に、「利益の額又は損失の額に相当する金額」を「みなし決済損益額」に、「差額に相当する金額」を「為替換算差額」に改め、「計算した金額」の下に「（次項において「有効決済損益額」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　内国法人が、ヘッジ対象資産等損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行つた場合において、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）に当該デリバティブ取引等に係る契約を移転し、かつ、当該適格分割等により前項第一号に規定する資産若しくは負債（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとするものに限る。）の移転をし、又は同項第二号に規定する金銭（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとするものに限る。）を当該分割承継法人等が受け取り、若しくは支払うこととなるとき（当該内国法人が当該適格分割等の前に当該デリバティブ取引等の決済をして